



# 宮 崎 県 公 報

平成27年4月9日(木曜日) 第2682号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 規 則

○鳥獣保護員設置規則の一部を改正する規則…… (自然環境課) 1

### 告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…… (国保・援護課) 2

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 ( " ) 2

○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…… ( " ) 2

○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護支援事業所) の指定…… ( " ) 3

頁

○指定障害福祉サービス事業者の指定…… (障がい福祉課) 3

○指定障害福祉サービス事業の廃止…… ( " ) 3

○林業種苗生産事業者の登録…… (森林経営課) 3

○道路の区域の変更 (2件) …… (道路保全課) 3

○道路の供用の開始 (2件) …… ( " ) 4

○公有水面埋立ての竣功認可…… (港湾課) 4

○建築基準法に基づく道路の位置の指定…… (建築住宅課) 5

### 公 告

○地図及び簿冊の認証 (3件) …… (農村計画課) 5

### 公安委員会公告

○警備員等の検定の実施について…… 5

## 規 則

鳥獣保護員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県規則第34号

#### 鳥獣保護員設置規則の一部を改正する規則

鳥獣保護員設置規則 (昭和38年宮崎県規則第42号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>鳥獣保護員設置規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号。以下「法」という。) 第78条第1項の規定に基づき、鳥獣保護事業の円滑な運営を図るため、必要と認める地域に鳥獣保護員 (以下「保護員」という。) を置く。</p> <p>(任命)</p> <p>第2条 保護員は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関し相当の知識を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 保護員は、鳥獣保護事業の実施に関する事務を補助するため、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 鳥獣による被害の防止のための捕獲等の指導</p> <p>(5) 鳥獣保護に関する思想の普及啓発</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(勤務)</p> <p>第4条 保護員は、環境森林部長の指示するところに従って勤務するものとする。</p>	<p>鳥獣保護管理員設置規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号。以下「法」という。) 第78条第1項の規定に基づき、鳥獣保護管理事業の円滑な運営を図るため、必要と認める地域に鳥獣保護管理員 (以下「保護管理員」という。) を置く。</p> <p>(任命)</p> <p>第2条 保護管理員は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関し相当の知識を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 保護管理員は、鳥獣保護管理事業の実施に関する事務を補助するため、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 鳥獣の保護及び管理のための捕獲等の指導</p> <p>(5) 鳥獣の保護及び管理に関する思想の普及啓発</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 鳥獣の保護のための捕獲等の実施</p> <p>(8) [略]</p> <p>(勤務)</p> <p>第4条 保護管理員は、環境森林部長の指示するところに従って勤務するものとする。</p>

(身分証明書の携帯)

第 5 条 保護員は、法第75条第 4 項に規定する身分証明書を携帯し、関係者の要求があったときは、これを示さなければならない。

(身分証明書の携帯)

第 5 条 保護管理員は、法第75条第 5 項に規定する身分証明書を携帯し、関係者の要求があったときは、これを示さなければならない。

附 則

この規則は、平成27年 5 月 29 日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 260号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年 4 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

Table with 3 columns: 名称, 所在地, 指定年月日. Entry: とも薬局 木脇店, 東諸県郡国富町大字宮王丸 154-6, 平成27年 3 月 2 日

宮崎県告示第 261号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成27年 4 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

Table with 3 columns: 名称, 所在地, 廃止年月日. Entries: 図師医院, 西都市中央町 2 丁目 6 番地, 平成27年 3 月 24 日; 南山堂薬局 都城店, 都城市早水町4503- 1 43, 平成27年 2 月 28 日

宮崎県告示第 262号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年 4 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

Table with 5 columns: 居宅介護事業者 (名称, 主たる事務所の所在地), 居宅介護事業所 (名称, 所在地), 指定年月日. Entry: 特定非営利, 鹿児島県霧, ヘルパーセ, 西諸県郡高, 平成27年

Table with 5 columns: 活動法人かりんの会, 島市霧島田口2614番地1, ンター友愛, 原町西麓13-59-1, 3月6日; 社会福祉法人大樹会SocialWork日南, 日南市南郷町中村甲35-28番地2, 南風の丘訪問介護事業所, 日南市南郷町中村甲35-28番地2, 平成27年3月3日; 社会福祉法人大樹会SocialWork日南, 日南市南郷町中村甲35-28番地2, 南風の丘デイサービスセンター, 日南市南郷町中村甲35-28番地2, 平成27年3月3日; 株式会社ふくじゅそう, 日向市日知屋 14693-1, 介護付有料老人ホームふくじゅそう, 日向市日知屋 14693番地1, 平成27年3月1日; 有限会社荒平介護センター, 延岡市川島町 899番地4, かわしまデイサービス, 延岡市川島町1310番地10, 平成27年3月1日; 株式会社あさひ, 都城市志比田町4717番地1, デイサービスセンターあさひ, 都城市太郎坊町1905-2, 平成27年2月24日; 有限会社あかつき, 都城市志比田町5777番地9, デイサービスセンターわらいの村, 都城市豊満町1440番地1, 平成27年2月18日; 株式会社山崎産業, 延岡市貝の畑町2903番地, 大瀬別荘G.H., 延岡市古城町3丁目11-12, 平成27年2月15日; 株式会社九州ケアナビ, 宮崎市瓜生野 115番地, 株式会社九州ケアナビ延岡営業所, 延岡市川原崎町 276-1, 平成27年2月12日; 有限会社ぎおん町調剤薬局, 延岡市北小路14番地28, 北小路調剤薬局, 延岡市北小路14番地28, 平成27年2月3日; 松田裕貴子, 宮崎市本郷北方3256番地, きずな歯科医院, 西都市荒武3967の3, 平成27年2月1日

有限会社季彰	延岡市大貫町4丁目13番地3	なないろ薬局大瀬橋店	延岡市本町2丁目5番地3	平成27年1月1日	作成を担当させる機関を次のとおり指定した。 平成27年4月9日 宮崎県知事 河野俊嗣
有限会社ケーアイ調剤薬局	鹿児島県始良市船津28-1	有限会社ケーアイ調剤薬局日向店	日向市日知屋塩田7624番地14	平成27年1月1日	
赤木忠元	日向市財光寺 921-3	赤木歯科医院	日向市財光寺 921-3	平成27年1月1日	

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社フアイ企画	都城市都北町5134番地3	居宅介護支援事業所つばさ	都城市丸谷町1005番地	平成27年3月1日

## 宮崎県告示第 263号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の

## 宮崎県告示第 264号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成27年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指 定 年月日	サービスの種類
	名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地		
4510600556	HRC plus	日向市竹島町1番地86	一般社団法人HRC plus	日向市竹島町1番地86	平成27年4月1日	就労継続支援A型
4510201108	障害福祉サービス事業所 風の道	都城市梅北町2465番地2	社会福祉法人風の道	都城市梅北町2465番地2	平成27年4月1日	生活介護 就労継続支援B型

## 宮崎県告示第 265号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成27年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃 止 年月日	サービスの種類
	名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地		
4510200076	障害福祉サービス事業所風の道	都城市梅北町2100番地2	特定非営利活動法人風の道	都城市梅北町2100番地2	平成27年3月31日	就労継続支援B型

## 宮崎県告示第 266号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成27年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種 穂	苗 木	
1309	木下 貴寛 東臼杵郡美郷町西	採取	幼苗の育成・幼苗	木下 貴寛 東臼杵郡美郷町西

	郷山三ヶ 606番地		以外の苗木の育成	郷山三ヶ 606番地
1310	農事組合法人えしろ 代表理事 堀 英博 東臼杵郡諸塚村大字家代3910番地	採取	幼苗の育成・幼苗 以外の苗木の育成	農事組合法人えしろ 代表理事 堀 英博 東臼杵郡諸塚村大字家代3910番地

## 宮崎県告示第 267号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年 4 月 9 日から平成27年 4 月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 4 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
33	県道	都城北 郷線	北諸県郡三 股町大字長 田字尾佐川	旧	6.6 ～ 11.8	323.1
				新	7.2 ～ 14.4	323.1
			6584番 1 地 先から同郡 同町同大字 字天木野64 57番 1 地先 まで			

宮崎県告示第 268号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年 4 月 9 日から平成27年 4 月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 4 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
108	県道	財部庄 内安久 線	都城市乙房 町1680番 1 地先から同 市同町1795 番 1 地先ま で	旧	9.8 ～ 20.3	679.4
				新	14.3～ 27.6	679.4

宮崎県告示第 269号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年 4 月 9 日から平成27年 4 月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 4 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
33	県道	都城北 郷線	北諸県郡三 股町大字長 田字尾佐川	平成27年 4 月 9 日

			6584番 1 地 先から同郡 同町同大字 字天木野64 57番 1 地先 まで
--	--	--	---------------------------------------------------------

宮崎県告示第 270号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年 4 月 9 日から平成27年 4 月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 4 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
108	県道	財部庄 内安久 線	都城市乙房 町1680番 1 地先から同 市同町1716 番 4 地先ま で	平成27年 4 月 9 日

宮崎県告示第 271号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功認可をした。

平成27年 4 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 竣功認可年月日  
平成27年 3 月30日
- 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
宮崎県  
宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号  
宮崎県知事 河野 俊嗣

(1) 位置

宮崎県日向市竹島町 2 番 1 及び 4 番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ昭和56年 7 月10日付け宮崎県シレイ 283- 290で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D . L . +2.30mより決定）により囲まれた区域。

地点	地 点 の 位 置		
①の地点	竹島四島三角点（北緯32度26分53秒7049、東経 131度39分52秒4336）から 163度45分30秒565.00mの地点		
②の地点	①の地点から	132度56分20秒	34.07mの地点
③の地点	②の地点から	222度57分37秒	260.14mの地点
④の地点	③の地点から	313度03分01秒	34.19mの地点

## (3) 面積

8,877.46㎡

## 4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成24年1月11日 シレイ 283-1532

## 5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名

日向市

## 宮崎県告示第272号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	申請者氏名	位置	道路の概要(メートル)		指定年月日
			幅員	延長	
(小林)26-8	株式会社 栄興住宅 代表取締役 原田武寛	小林市南西方位十 三塚2066-9	6.04 ~6. 06	56.01	平成27 年3月 26日

## 公 告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成27年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 地籍調査を行った者の名称

西米良村

## 2 地籍調査を行った期間

平成22年2月1日から平成25年2月27日

## 3 地籍調査を行った地域

西米良村大字上米良の一部

## 4 認証年月日

平成27年3月27日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成27年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 地籍調査を行った者の名称

都城市

## 2 地籍調査を行った期間

平成23年7月1日から平成25年3月5日

## 3 地籍調査を行った地域

都城市高野町の一部(黒生)

## 4 認証年月日

平成27年3月27日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成27年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 地籍調査を行った者の名称

都城市

## 2 地籍調査を行った期間

平成23年10月1日から平成25年3月5日

## 3 地籍調査を行った地域

都城市高野町の一部(東原)

## 4 認証年月日

平成27年3月27日

## 公安委員会公告

## 宮崎県公安委員会公告第4号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成27年4月9日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤勇夫

## 1 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実施日時
施設警備	2級	平成27年7月11日(土)午前9時30分から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。

## 2 実施場所

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県警察本部

## 3 定員

15人(鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。)

## 4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

## 5 検定申請手続

## (1) 受付期間、時間

平成27年5月25日(月)から6月5日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

## (2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署(郵送による提出は認めない。)

## (3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

## 6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

## 7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

## (1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験の内容

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、雨合羽等必要品を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。